

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 能勢町との事業統合に伴い、能勢町の区域における加入金を定めるほか、所要の改正を行います。
- 2 田尻水道事業及び千早赤阪水道事業における特別な加入金を廃止します。
- 3 給水装置工事の設計審査等に係る手数料を統一するため、緩和措置期間を設け、段階的に改定します。
- 4 その他所要の改正を行います。
- 5 この条例は、令和6年4月1日、同年10月1日、令和7年10月1日及び令和8年10月1日から施行します。